

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年1月30日
【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉浦 和也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JAビル
【事務連絡者氏名】	小林 徹也
【電話番号】	03（5208）5947
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	パインブリッジ日本高格付債券ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	3,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当なし

1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年6月13日付をもって提出した有価証券届出書（平成26年12月12日付の有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を訂正し、また記載事項の一部に訂正事項がありますので、これを訂正するものです。

2. 【訂正箇所および訂正事項】

原届出書の該当事項を次の内容に訂正します。

下線部____が訂正箇所を示します。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

[訂正前]

パインブリッジ日本高格付債券ファンド

（以下「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。）

愛称として「フラットさん / さん」という名称を使用する場合があります。

[訂正後]

パインブリッジ日本住宅金融支援機構債ファンド

（以下「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。）

愛称として「フラットさん / さん」という名称を使用する場合があります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

[訂正前]

主として、「パインブリッジ・ジャパンMBSマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、独立行政法人住宅金融支援機構が発行している貸付債権担保住宅金融支援機構債券（以下「機構債」といいます。）に投資することにより、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

[訂正後]

主として、「パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、独立行政法人住宅金融支援機構が発行している貸付債権担保住宅金融支援機構債券（以下「機構債」といいます。）に投資することにより、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1.（略）

<ファミリーファンド方式とは>の図は以下の内容に訂正・更新されます。

[訂正・更新後]



[訂正前]

4. (略)

[訂正後]

4. (略)

当ファンドは機構債に集中して投資を行うため組入構成が特定の発行体に集中しますので、大きな損失が発生する可能性があります。

(2) 【ファンドの沿革】

[訂正前]

平成24年 4月23日 ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

[訂正後]

平成24年 4月23日 ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

平成27年 1月31日 ファンドの名称変更（「パインブリッジ日本高格付債券ファンド」から「パインブリッジ日本住宅金融支援機構債ファンド」に変更。）

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

[訂正前]

マザーファンド	ベビーファンド
<u>パインブリッジ・ジャパンMBS マザーファンド</u>	<u>パインブリッジ 日本高格付債券ファンド</u>

[訂正後]

マザーファンド	ベビーファンド
<u>パインブリッジ日本住宅金融支援機構債 マザーファンド</u>	<u>パインブリッジ 日本住宅金融支援機構債ファンド</u>

2 【投資方針】

(2) 【投資対象】

投資対象とする資産の種類

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

[訂正前]

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 約束手形（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
 - ニ. 金銭債権（イ. ハ. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

[訂正後]

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

八．金銭債権（イ．ロ．に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

投資対象とする有価証券の範囲

[訂正前]

委託会社は、信託金を、主としてパインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「パインブリッジ・ジャパンMBSマザーファンド」のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

[訂正後]

委託会社は、信託金を、主としてパインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンド」のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定める投資制限 >

[訂正前]

株式への実質投資は、転換社債の転換請求、ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得するものに限り、実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

～（略）

先物取引等の運用指図

1) 委託会社は、わが国の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに（２）投資対象 に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本項で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに（２）投

資対象 に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図をするものとします。

金利先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.および2.の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

2) 前記1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ

1) ~ 4) (略)

[訂正後]

株式への実質投資は、転換社債の転換請求、ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得するものに限り、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

~ (略)

デリバティブへの投資は行いません。

資金の借入れ

1) ~ 4) (略)

信用リスク集中回避のための投資制限の例外

一般社団法人投資信託協会規則に定める特化型運用を行うため、当該規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率については制限を設けません。

< 法令等による投資制限 >

[訂正前]

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

[訂正後]

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

< 削除 >

[訂正前]

(ご参考) パインブリッジ・ジャパンMBSマザーファンドの概要

2. 運用方法

(3) 投資制限

株式への投資は、転換社債の転換請求、ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得するものに限り、投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建て資産への投資は、行いません。

[訂正後]

(ご参考) パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンドの概要

2. 運用方法

(3) 投資制限

株式への投資は、転換社債の転換請求、ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得するものに限り、投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建て資産への投資は、行いません。

デリバティブへの投資は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める特化型運用を行うため、当該規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率については制限を設けません。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

[訂正前]

当ファンドは、主としてマザーファンドを通じて、実質的に値動きある有価証券等を主要投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましては、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえお申込みください。当ファンドが有する主なリスク要因として、以下の項目が挙げられます。

[訂正後]

当ファンドは、主としてマザーファンドを通じて、実質的に値動きある有価証券等を主要投資対象としますので、基準価額は変動します。特に、当ファンドは機構債に集中して投資を行うため組入構成が特定の発行体に集中しますので、大きな損失が発生する可能性があります。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましては、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえお申込みください。当ファンドが有する主なリスク要因として、以下の項目が挙げられます。

[追加]

特定銘柄への集中投資リスク

当ファンドは、原則として住宅金融支援機構が発行している機構債に集中して投資するため、住宅金融支援機構の業績・財務状況・規制等の変化により大きな影響を受けます。したがって、幅広い業種に分散投資するファンドと比較して、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

その他のリスク・留意点

[訂正前]

1. カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引、為替取引等の相対取引を行うことがあります。これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

2. 有価証券先物等に伴うリスク

当ファンドでは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

3. 収益分配に関わるリスク

(略)

4. 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

(略)

5. 資産規模に関するリスク

(略)

6. 繰上償還に関わる留意点

(略)

7. 取得申込、解約請求等に関する留意点

(略)

8. ファミリーファンド方式に関する留意点

(略)

9. 収益分配金に関する留意点

(略)

10. その他の留意点

(略)

[訂正後]

1. カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引等の相対取引を行うことがあります。これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

2. 収益分配に関わるリスク

(略)

3. 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

(略)

4. 資産規模に関するリスク

(略)

5. 繰上償還に関わる留意点

(略)

6. 取得申込、解約請求等に関する留意点

(略)

7. ファミリーファンド方式に関する留意点

(略)

8. 収益分配金に関する留意点

(略)

9. その他の留意点

(略)

5【運用状況】

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

[訂正前]

1. 組入上位銘柄（平成26年10月31日現在）

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	パインブリッジ・ ジャパンMBS マザーファンド	79,165,882	1.0667	84,446,246	1.0750	85,103,323	98.56

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

2. (略)

[訂正後]

1. 組入上位銘柄（平成26年10月31日現在）

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	パインブリッジ 日本住宅金融 支援機構債 マザーファンド	79,165,882	1.0667	84,446,246	1.0750	85,103,323	98.56

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注2) 「パインブリッジ・ジャパンMBSマザーファンド」は平成27年1月31日付で「パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンド」に名称変更しました。

2. (略)

[訂正前]

(ご参考) パインブリッジ・ジャパンMBSマザーファンド

[訂正後]

(ご参考) パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンド

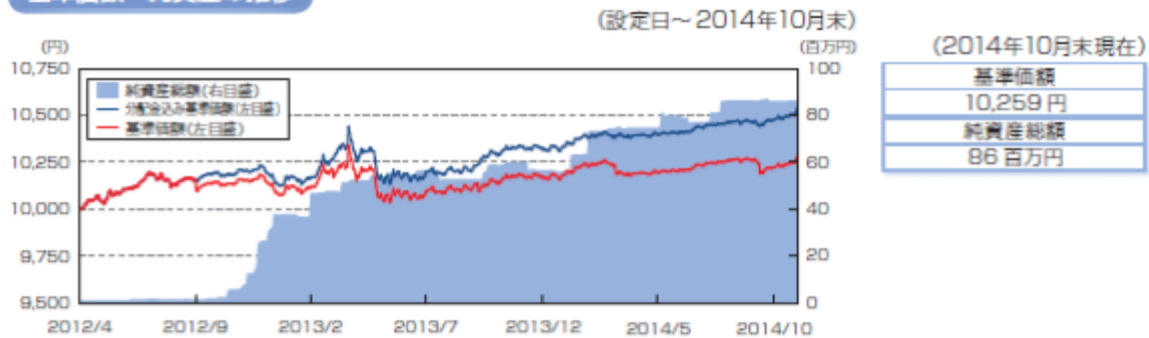
「パインブリッジ・ジャパンMBSマザーファンド」は平成27年1月31日付で「パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンド」に名称変更しました。

参考情報

参考情報は以下の内容に訂正・更新されます。

[訂正・更新後]

基準価額・純資産の推移



※上記の分配金込み基準価額は、過去に支払った分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2014年9月	50円	2013年9月	50円	2012年9月	50円
2014年3月	50円	2013年3月	50円	設定来累計	250円

主要な資産の状況

(2014年10月末現在)

パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンド	98.56%
キャッシュ等	1.44%

●パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンドの主要な資産の状況

国名	銘柄名	クーポン(%)	償還期限	投資比率(%)
日本	第59回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	1.44	2047/4/10	37.85
日本	第58回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	1.40	2047/3/10	9.39
日本	第51回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	1.64	2046/8/10	9.06
日本	第48回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	1.89	2046/5/10	8.82
日本	第50回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	1.67	2046/7/10	8.75

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

※「パインブリッジ・ジャパンMBSマザーファンド」は2015年1月31日付で「パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンド」に名称変更しました。

年間収益率の推移

(過去10年間/暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2012年は設定日(4月23日)から年末まで、2014年は年初から10月末までの騰落率を表示しています。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

**前記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。**

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

[訂正前]

1. 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（以下、略）

[訂正後]

1. 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（以下、略）

第3【ファンドの経理状況】

[訂正前]

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（平成26年3月18日から平成26年9月16日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

[訂正後]

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（平成26年3月18日から平成26年9月16日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

平成27年1月31日付で「パインブリッジ日本高格付債券ファンド」は「パインブリッジ日本住宅金融支援機構債ファンド」に、「パインブリッジ・ジャパンMBSマザーファンド」は「パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンド」に名称変更しました。

2【ファンドの現況】

[訂正前]

（ご参考）パインブリッジ・ジャパンMBSマザーファンド

（平成26年10月31日現在）

資産総額	975,703,120 円
負債総額	- 円
純資産総額（ - ）	975,703,120 円
発行済数量（口）	907,616,346 口
1口当たり純資産額（ / ） （1万口当たりの純資産額）	1.0750 円 （10,750 円）

[訂正後]

（ご参考）パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンド

（平成26年10月31日現在）

資産総額	975,703,120 円
負債総額	- 円
純資産総額（ - ）	975,703,120 円
発行済数量（口）	907,616,346 口
1口当たり純資産額（ / ） （1万口当たりの純資産額）	1.0750 円 （10,750 円）

（注）「パインブリッジ・ジャパンMBSマザーファンド」は平成27年1月31日付で「パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンド」に名称変更しました。

第三部【委託会社等の情報】

第3【その他】

[訂正前]

1. 目論見書の表紙には、ロゴ・マーク、写真、キャッチコピーや図案を使用する場合があります、委託会社の概要等をあわせて記載することがあります。
(以下、略)

[訂正後]

1. 目論見書の表紙には、ロゴ・マーク、写真、キャッチコピーや図案を使用する場合があります、委託会社の概要等をあわせて記載することがあります。また、「当ファンドは、一般社団法人投資信託協会規則の信用リスク集中回避のための投資制限（分散投資規制）に定められた比率を超えて、特定の発行体の発行する銘柄に集中して投資する、特化型運用を行うファンドです。当ファンドは、投資対象となる債券の発行体（住宅金融支援機構）より、投資元本および運用成績を保証されるものではありません。」という趣旨の記載をすることがあります。
(以下、略)